

南房総市不法投棄監視カメラの運用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、不法投棄の防止等のために市が設置する監視カメラの運用及び撮影画像の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の監視場所を撮影し、記録するために市長が設置するセンサー付カメラ、ビデオカメラ、赤外線照明、制御機器等により構成されるカメラシステムをいう。
- (3) 撮影画像 監視カメラによって撮影した画像をいう。
- (4) 記録媒体 磁気テープ、ハードディスク、メモリーカード等監視カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

(監視カメラの設置)

第3条 市長は、不法投棄の防止、不法投棄された場合における原因者に対する指導及び千葉県警察館山警察署又は千葉県産業廃棄物担当課の求めに応じた撮影画像の提供を目的として、監視カメラを設置する。

(設置基準等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する市内の場所のうち、情報を総合的に勘案し、監視が必要と認める場所に監視カメラを設置する。

- (1) 不法投棄が多発している場所
 - (2) 不法投棄が行われる可能性が極めて高いと認められる場所
 - (3) 前2号に掲げる場所の周辺道路
- 2 監視カメラにより撮影する場所は、原則として公道上又は公共用地上とする。ただし、不法投棄の状況により、市長が必要と認める場合であつて、土地等の所有者等から同意書（別記第1号様式）を得たときは、この限りでない。
- 3 市長は、不法投棄の状況及び撮影画像の内容により、必要に応じて監視カメラの設置場所を変更するものとする。

(設置の表示)

第5条 市長は、監視カメラの設置場所に看板等の表示物を設け、監視カメラが稼働中であることを告知するものとする。

(管理基準等)

第6条 市長は、監視カメラの適正な設置、運用、維持管理及び個人情報の保護に配慮した撮影画像の管理を行うため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、不法投棄対策を所管する課等の長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、撮影画像の漏えい及び流出の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、不法投棄対策を所管する課等の職員のうちから指定する職員を監視カメラ取扱者として指定し、その者に監視カメラの設置並びに撮影画像の回収及び管理を行わせるものとする。
- 5 監視カメラ取扱者は、盗難等の防止のため、撮影画像を記録した記録媒体を施錠して保管するものとする。
- 6 管理責任者及び監視カメラ取扱者は、撮影画像から知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(監視カメラの運用)

第7条 管理責任者は、監視カメラ設置計画書（別記第2号様式）を作成し、その計画に従って監視を行うものとする。

- 2 前項の監視カメラ設置計画書には、監視箇所及び監視期間を明示するものとする。
- 3 監視カメラ取扱者は、監視カメラ管理台帳（別記第3号様式）により、監視結果を記録するものとする。
- 4 管理責任者は、監視カメラの設置に当たっては、警報機の設置等監視カメラ及び記録媒体の盗難対策を実施しなければならない。

(撮影画像の取扱い)

第8条 撮影画像は、第3条に規定する目的以外の目的のために利用してはならない。ただし、南房総市個人情報保護条例（平成18年南房総市条例第11号）第9条第2項各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 撮影画像に不法投棄又はそれに付随する行為（以下「不法投棄等」という。）が記録されていたときは、当該撮影画像を5年間保存することとし、保存年限経過後は、速やか

に撮影画像の消去を行うものとする。

- 3 監視カメラ取扱者は、撮影画像を保存するときは、当該撮影画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。
- 4 第3条に規定する目的を達成するために必要な場合を除き、撮影画像を複製してはならない。
- 5 監視カメラ取扱者は、監視カメラの設置期間中に設置場所及びこれらの場所の周辺において不法投棄等が確認されなかった場合は、管理責任者に報告し、画像回収後10日以内に、撮影画像を視聴することなく消去しなければならない。
- 6 管理責任者は、監視カメラ取扱者の立会いの下に、前項の規定による消去及びその旨の不法投棄監視カメラシステム管理台帳への記録を行うものとする。

(撮影画像の提供)

第9条 管理責任者は、千葉県警察館山警察署又は千葉県産業廃棄物担当課から監視期間中に監視カメラ設置場所に発生した不法投棄等に関する撮影画像の提供を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、撮影画像を提供することができる。

(1) 不法投棄等が鮮明に撮影されている場合

(2) 撮影画像に不法投棄された物品と酷似した物品が鮮明に記録されており、不法投棄との関連性が極めて高いと判断できる場合

- 2 前項の規定により提供する撮影画像は、前項の規定による提供の求めの目的を達するために必要な最小限度のものとする。
- 3 管理責任者は、第1項の規定により撮影画像の提供を行うときは、撮影画像管理票(別記第4号様式)により、撮影画像提供の事実を記録するものとする。
- 4 前項の撮影画像管理票は、提供を行った撮影画像の消去後3年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。